

事務連絡
平成28年12月5日

保健所設置市業務主管課 御中

神奈川県保健福祉局生活衛生部業務課

セルフメディケーション税制の適用を受ける際に必要となる証明書
類（レシート等）の記載事項に係る周知について

このことについて、平成28年10月4日付けで厚生労働省医政局経済課から別
添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

なお、次の関係団体へは別途連絡済みです。

*通知済み関係団体

公益社団法人神奈川県薬剤師会
一般社団法人神奈川県医薬品登録販売者協会
一般社団法人神奈川県登録販売者協会
公益社団法人神奈川県医薬品配置協会
神奈川県医薬品卸業協会
神奈川県製薬協会



問い合わせ先

薬事指導グループ 香取

電話 045-210-1111 内線 4970

045-210-4967 (直通)

事務連絡
平成 28 年 10 月 4 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課御中

厚生労働省医政局経済課

セルフメディケーション税制の適用を受ける際に必要となる
証明書類（レシート等）の記載事項に係る周知について

平成 29 年 1 月 1 日から始まるセルフメディケーション税制の運用に向け、制度の適用を受けるために必要な確定申告の際に提出しなければならない書類となるレシート等において記載すべき事項を決定いたしました。

このため、平成 28 年 10 月 4 日付厚生労働省医政局経済課の事務連絡「セルフメディケーション税制の適用を受ける際に必要となる証明書類（レシート等）の記載事項について」（別添）を全国家庭常備薬推進連合会、日本一般用医薬品連合会、日本医薬品卸業連合会、日本製薬団体連合会、日本チェーンドラッグストア協会、日本保険薬局協会、日本薬剤師会あてに送付し、会員企業等への周知の協力を要請したところです。

貴管内関係企業等に対しても周知方御協力をよろしくお願いいたします。



事務連絡
平成28年10月4日

各位

厚生労働省医政局経済課

セルフメディケーション税制の適用を受ける際に必要となる
証明書類（レシート等）の記載事項について

平成29年1月1日よりセルフメディケーション税制の運用が始まることに伴い、スイッチOTC医薬品を取り扱う各店舗におかれましては、確定申告の際、本税制の適用に係る証明書類であるレシート等について、購入品目が本税制対象品目であることがわかるよう、下記の点について御留意いただく必要があります。

貴会におかれましては、傘下企業様等あて周知いただくとともに、本税制の円滑な運用に向けて今後とも御理解、御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 証明書類には、①商品名、②金額、③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨、④販売店名、⑤購入日が明記されていることが必要です。
2. 1の③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨の明記について、キャッシュレジスターが発行するレシートで対応する場合は、ア又はイのとおりとすることが必要です。

- ア. 商品名の前にマーク（例えば「★」）を付すとともに、当該マークが付いている商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨（例えば「★印はセルフメディケーション税制対象商品」）をレシートに記載
- イ. 対象商品のみ合計額を分けて記載

3. 1の①～⑤の事項が明記されているのであれば、キャッシュレジスターが発行するレシートであるか、手書きの領収書であるか等を問いません。

セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設

（所得税、個人住民税）

1. 大綱の概要

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、**健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（※1）を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品（※2）の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除する。**

（※1） 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

（※2） 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品
（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）

（注） 本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

※セルフメディケーションは、世界保健機関(WHO)において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されている。

2. 制度の内容

■ 対象となる医薬品（医療用から転用された医薬品：スイッチOTC医薬品）について

- スイッチOTC医薬品の成分数：82（平成27年12月1日時点）
 - － 対象となる医薬品の薬効の例：かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬
（注） 上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではない
 - － 具体的な対象医薬品の範囲等は、税制改正法案成立後、関係者と協力して周知を行っていく。

本特例措置を利用する時のイメージ

- 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合（生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む）

20,000円
（対象医薬品の購入金額）

12,000円
（下限額）

- 8,000円が課税所得から控除される
（対象医薬品の購入金額：20,000円－下限額：12,000円＝8,000円）

- 減税額
 - ・所得税：1,600円の減税効果（控除額：8,000円×所得税率：20%＝1,600円）
 - ・個人住民税：800円の減税効果（控除額：8,000円×個人住民税率：10%＝800円）

スイッチOTC医薬品有効成分リスト

平成 28 年 3 月 31 日時点

○ スイッチOTC医薬品については、「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等」（平成 28 年厚生労働省告示第 178 号）においてその有効成分を定めているところであり、その有効成分は以下の通りである。

- 一 アシクロビル
- 二 アシタザノラスト
- 三 L-アスパラギン酸カルシウム
- 四 アゼラスチン
- 五 アモロルフィン
- 六 アルミノプロフェン
- 七 アンブロキシソール
- 八 イコサペント酸エチル
- 九 イソコナゾール
- 十 イソチペンジル（歯痛・歯槽膿漏薬に限る。）
- 十一 イブプロフェン
- 十二 イブプロフェンピコノール
- 十三 インドメタシン
- 十四 ウフェナマート
- 十五 エキサラミド
- 十六 エコナゾール
- 十七 エバスチン
- 十八 エピナスチン
- 十九 エプラジノン
- 二十 エメダスチン
- 二十一 オキシコナゾール
- 二十二 オキシメタゾリン
- 二十三 オキセサゼイン
- 二十四 カルボシステイン
- 二十五 クロトリマゾール（膺カンジダ治療薬に限る。）
- 二十六 クロモグリク酸
- 二十七 ケトチフェン

- 二十八 ケトプロフェン
- 二十九 ゲファルナート
- 三十 シクロピロクスオラミン
- 三十一 ジクロフェナク
- 三十二 シメチジン
- 三十三 ジメモルファン
- 三十四 スルコナゾール
- 三十五 セチリジン
- 三十六 セトラキサート
- 三十七 ソイステロール
- 三十八 ソファルコン
- 三十九 チオコナゾール
- 四十 チキジウム
- 四十一 チメピジウム
- 四十二 テプレノン
- 四十三 テルビナフィン
- 四十四 トラニラスト
- 四十五 トリアムシノロンアセトニド
- 四十六 トリメブチン
- 四十七 トルシクラート
- 四十八 トロキシピド
- 四十九 ニコチン
- 五十 ニザチジン
- 五十一 ネチコナゾール
- 五十二 ピコスルファート
- 五十三 ビソキサチン酢酸エステル
- 五十四 ビダラビン
- 五十五 ヒドロコルチゾン酪酸エステル
- 五十六 ビホナゾール
- 五十七 ピレンゼピン
- 五十八 ピロキシカム
- 五十九 ファモチジン
- 六十 フェキソフェナジン
- 六十一 フェルビナク
- 六十二 ブチルスコポラミン
- 六十三 フッ化ナトリウム (洗口液に限る。)

- 六十四 ブテナフィン
- 六十五 プラノプロフェン
- 六十六 フラボキサート
- 六十七 プレドニゾロン吉草酸エステル
- 六十八 ブロムヘキシシ
- 六十九 ベクロメタゾンプロピオン酸エステル
- 七十 ヘプロニカート
- 七十一 ペミロラストカリウム
- 七十二 ポリエチレンスルホン酸
- 七十三 ポリエンホスファチジルコリン
- 七十四 ミコナゾール
- 七十五 メキタジン
- 七十六 メコバラミン
- 七十七 ユビデカレノン
- 七十八 ラニチジン
- 七十九 ラノコナゾール
- 八十 ロキサチジン酢酸エステル
- 八十一 ロキソプロフェン
- 八十二 ロペラミド